機密保持誓約書

２０２６年　　月　　日

公立大学法人広島市立大学理事長

業務受託者（誓約者）
住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

広島市立大学「情報工学科３年生実験用機器（２０２７）賃貸借」の業務の実施に当たって、以下のとおり誓約します。

（目的）

第１条　誓約者は、本目的の履行に当たり、本法人から開示された機密情報を機密として保持するために、機密保持誓約書を提出する。

（機密情報）

第２条　本目的の履行における機密情報は、本法人が本目的の履行のために必要があると認めて、機密表示をし、開示する全ての情報及び誓約者が本目的の履行上知り得た本法人の一切の情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

⑴　開示の時点で既に公知のもの又は誓約者の責めによらず公知となった情報
⑵　誓約者が事前に本法人の承諾を得て公開した情報
⑶　第三者から機密保持義務を負うことなく誓約者が正当に入手した情報
⑷　開示の時点で既に誓約者が保有している情報
⑸　開示及び本目的の履行上知り得た全ての機密情報によらないで、誓約者が独自に創作した情報

（機密保持）

第３条　誓約者は、本法人から開示された機密情報について、適正に保管管理し、その機密を保持しなければならない。

２　誓約者は、本目的の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、本法人から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。

３　誓約者は、本法人から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

４　誓約者は、本法人から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に、本法人の承諾を受けるものとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　誓約者は、本目的の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

（第三者への開示）

第５条　誓約者は、本目的の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に本法人の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

２　誓約者は、前項の規定により第三者に機密情報を開示する場合においては、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の機密保持誓約書の提出を義務付けなければならない。

３　第１項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、例外として第三者に開示することができるものとする。

⑴　弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他誓約者に対して本誓約に基づき誓約者が本法人に負うのと同等以上の守秘義務を負う者に対して、合理的に必要な範囲内において、開示する場合

⑵　政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会又は証券業協会から法令又は法令に準ずる定めに基づき誓約者に開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

（誓約者の責任）

第６条　誓約者は、本目的を履行する上で、全ての成果物等が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害してはならない。

２　誓約者の行為により第三者から本法人に対して著作権、特許権その他の権利の侵害を理由として請求があった場合には、誓約者は、自己の責任及び費用でこれを解決するものとする。

３　前条の規定に基づき誓約者が機密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、誓約者は、当該第三者と連帯して、本法人に対して責任を負うものとする。

（返還・破棄義務）

第７条　誓約者は、本法人から請求された場合又は本目的の履行が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに本法人に返却し、又は本法人の指示に従い、破棄するものとする。

（関係者への遵守徹底）

第８条　誓約者は、本目的の履行のために機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第５条の規定に基づき誓約者が機密情報を開示した第三者に、本誓約の内容を遵守

させるものとする。

（損害賠償）

第９条　誓約者又は第５条の規定に基づき誓約者が機密情報を開示した第三者が、前各条のいずれかに違反した場合又は本法人の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、誓約者は、本法人に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

（協議解決）

第１０条　本誓約に定めのない事項に関して解釈に疑義を生じたときは、本法人及び誓約者が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。